

○山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令

昭和42年 7 月 20 日

本部訓令第 9 号

改正 前略

平成12年 9 月本部訓令第13号

平成12年12月本部訓令第15号

平成13年 3 月本部訓令第 1 号

平成13年 5 月本部訓令第13号

平成13年 9 月本部訓令第18号

平成14年 3 月本部訓令第 3 号

平成15年 3 月本部訓令第 2 号

平成15年10月本部訓令第11号

平成16年 3 月本部訓令第 6 号

平成16年 5 月本部訓令第11号

平成16年10月本部訓令第13号

平成17年 3 月本部訓令第 1 号

平成17年 3 月本部訓令第 6 号

平成17年 9 月本部訓令第15号

平成18年 3 月本部訓令第 6 号

平成19年 2 月本部訓令第 1 号

平成19年10月本部訓令第13号

平成20年 1 月本部訓令第 2 号

平成20年 3 月本部訓令第 5 号

平成20年 6 月本部訓令第10号

平成20年 8 月本部訓令第12号

平成20年12月本部訓令第14号

平成21年 3 月本部訓令第 2 号

平成21年 5 月本部訓令第 6 号

平成22年 3 月本部訓令第 3 号

平成22年 4 月本部訓令第 7 号
平成22年 5 月本部訓令第16号
平成23年 3 月本部訓令第 2 号
平成23年 4 月本部訓令第 4 号
平成24年 3 月本部訓令第 1 号
平成25年 3 月本部訓令第 4 号
平成25年 4 月本部訓令第 6 号
平成26年 3 月本部訓令第 3 号
平成27年 3 月本部訓令第 3 号
平成27年 3 月本部訓令第 6 号
平成28年 3 月本部訓令第 4 号
平成28年10月本部訓令第19号
平成29年 3 月本部訓令第 2 号
平成30年 3 月本部訓令第 3 号
平成31年 3 月本部訓令第 1 号
令和 2 年 3 月本部訓令第 2 号
令和 3 年 3 月本部訓令第 2 号
令和 3 年 3 月本部訓令第 4 号
令和 3 年 9 月本部訓令第 8 号
令和 4 年 3 月本部訓令第 2 号
令和 5 年 3 月本部訓令第 2 号
令和 5 年 7 月本部訓令第10号
令和 6 年 3 月本部訓令第 2 号
令和 7 年 3 月本部訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、山梨県警察の組織等に関する規則（昭和42年山梨県公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第25条第 1 項及び第38条の規定に基づき、山梨県警察の部付専門官等及び課・係別分掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(部付専門官の所掌事務等)

第 2 条 規則第25条第 1 項の本部長が定める職は、次の各号に掲げるとおりとし、その主

たる事務は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 広報官 規則第3条第6号に関する事。
- (2) 施設管理監 規則第4条第5号から第8号までに関する事。
- (3) 給与企画官 規則第6条第1号のうち給与に関する事、並びに第10号及び第11号に関する事。
- (4) 情報システム企画官 規則第8条の5第1号から第3号までに関する事。
- (5) 生活安全対策官 規則第10条第1号から第5号までに関する事。
- (6) 少年対策官 規則第11条の6第8号から第14号までに関する事。
- (7) 広域捜査官 規則第13条に関する事のうち広域重要事件の捜査についての指導、連絡及び調整に関する事。
- (8) 研究調査幹 規則第14条の2に関する事のうち、高度な専門的知識及び技術を必要とする複雑かつ困難な鑑定研究についての指導及び連絡調整に関する事。
- (9) 研究管理幹 規則第14条の2に関する事のうち、専門的な知識及び技術を必要とする鑑定研究についての指導及び連絡調整に関する事。
- (10) 交通事故分析官 規則第16条第1号、第3号及び第5号に関する事。
- (11) 航空整備官 規則第19条の3第7号に関する事。

2 課付専門官は管理官と称し、その職の名称は第3条に規定する別表第1の課長補佐等又は別表第2の課の欄に掲げる名称を冠するものとする。この場合において、課付専門官の勤務場所及び所掌事務は、別表第1及び別表第2に掲げる所属及び分掌事務に準ずるものとする。

3 部付専門官及び課付専門官は、その担当する事務に従事する職員を指導する。
(課係別分掌事務)

第3条 規則第26条第1項に規定する課等に置く係の分掌事務は別表第1、規則第33条第1項に規定する警察署に置く課及び係の分掌事務は別表第2のとおりとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

改正附則〔中略〕

附 則 (平成12年9月28日本部訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日本部訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 3 月 8 日本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成13年 3 月10日から施行する。

附 則（平成13年 5 月31日本部訓令第13号）

この訓令は、平成13年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 9 月27日本部訓令第18号）

この訓令は、平成13年10月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月 7 日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成14年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月 6 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成15年 3 月11日から施行する。

附 則（平成15年10月 3 日本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3 月15日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成16年 3 月19日から施行する。

附 則（平成16年 5 月25日本部訓令第11号）

この訓令は、平成16年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年10月12日本部訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月17日本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成17年 3 月18日から施行する。

附 則（平成17年 3 月28日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月29日本部訓令第15号）

この訓令は、平成17年 9 月30日から施行する。

附 則（平成18年 3 月16日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成18年 3 月17日から施行する。

附 則（平成19年 2 月15日本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 生活安全企画の部営業の款営業の項の改正規定は、平成19年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年10月19日本部訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 1 月21日本部訓令第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月13日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成20年 3 月14日から施行する。

附 則（平成20年 6 月26日本部訓令第10号）

この訓令は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 8 月28日本部訓令第12号）

この訓令は、平成20年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年12月 1 日本部訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 警務の部犯罪被害者支援の款犯罪被害者支援の項の改正規定は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成21年 3 月13日本部訓令第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 5 月 1 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月12日本部訓令第 3 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 4 月 1 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 5 月14日本部訓令第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 3 月10日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成23年 3 月11日から施行する。

附 則（平成23年 4 月 1 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月22日本部訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月21日本部訓令第 4 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 4 月 1 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月19日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月11日本部訓令第 3 号）

この訓令中第 1 条の規定は平成27年 3 月18日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月18日本部訓令第 6 号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年 3 月18日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 9 日本部訓令第 4 号）

この訓令は平成28年 3 月17日から施行する。

附 則（平成28年10月20日本部訓令第19号）

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 9 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成29年 3 月16日から施行する。ただし、第 1 条中山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令別表第 1 高速道路交通警察隊の部の改正規定は、平成29年 3 月13日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 8 日本部訓令第 3 号）

この訓令は平成30年 3 月15日から施行する。

附 則（平成31年 3 月13日本部訓令第 1 号）

この訓令は平成31年 3 月20日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月11日本部訓令第 2 号）

この訓令は、令和 2 年 3 月19日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月11日本部訓令第 2 号）

この訓令は、令和 3 年 3 月19日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月15日本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和 3 年 5 月 6 日から施行する。

附 則（令和３年９月２２日本部訓令第８号）

この訓令は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則（令和４年３月４日本部訓令第２号）

この訓令中第１条、第４条及び第６条の規定は令和４年３月１８日から、第２条、第３条、第５条及び第７条から第１０条までの規定は同年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３日本部訓令第２号）

この訓令中第１条、第５条、第７条及び第１０条の規定は令和５年３月１７日から、第２条から第４条まで、第６条、第８条、第９条及び第１１条から第１７条までの規定は同年４月１日から施行する。

附 則（令和５年７月１３日本部訓令第１０号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年３月１日本部訓令第２号）

この訓令中第２条、第５条、第７条、第１０条、第１３条、第１６条及び第１７条の規定は令和６年３月１５日から、第１９条の規定は同年３月２２日から、第１条、第３条、第４条、第６条、第８条、第９条、第１１条、第１２条、第１４条、第１５条、第１８条及び第２０条の規定は同年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月７日本部訓令第４号）

この訓令は、令和７年３月２１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

本部の課の係別分掌事務

課等	課長補佐等	係	分掌事務
総務		庶務・企画	1 総務室及び課の庶務に関すること。 2 総務室の事務の総合調整に関すること。 3 総務室内の他の所掌に属しないこと。
	秘書	秘書	1 機密に関すること。 2 公印の管守に関すること。
	総務	総務	1 知事部局及び県議会との連絡に関する こと。
公安委員会	公安委員会補	公安委員会補	1 公安委員会の庶務に関すること。

	補佐室	佐	佐	2 警察署協議会に関すること。
	被疑者取調べ監督室	取調べ監督	取調べ監督	1 被疑者取調べの適正化のための監督に関すること。
	県民広報相談センター	広聴・広報	広聴・広報	1 広聴に関すること。 2 広報に関すること。 3 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。 4 外部通報に関すること。
			情報発信	1 情報発信に関すること。
		音楽隊	音楽隊	1 警察音楽隊に関すること。
		警察安全相談	警察安全相談	1 警察総合相談及び警察安全相談に関すること。
会計		庶務	庶務	1 課の庶務に関すること。
		出納	出納	1 県費の収入・支出に関すること。 2 国費の歳入・歳出に関すること。 3 国費の決算に関すること。 4 反則金の収納に関すること。
		予算	予算	1 県費の予算・決算に関すること。 2 国費の予算に関すること。
		調度	調度	1 物品の管理及び処分に関すること。
	施設整備室	管財	管財企画	1 警察施設整備の企画・立案に関すること。
			管財	1 土地及び建物の維持管理に関すること。
		営繕	営繕	1 営繕に関すること。
	監査室	監査	監査	1 会計の監査に関すること。 2 会計事務の指導に関すること。 3 遺失物に関すること。
	警務	庶務	庶務	1 警務部及び課の庶務に関すること。 2 本部の当直に関すること。

			3 警察職員懇話会に関すること。 4 警務部の事務の総合調整に関すること。 5 他の部及び室並びに警務部内の他の所掌に属しないこと。
	人事	人事	1 警察職員の人事に関すること。
	採用	採用	1 警察職員の募集及び試験に関すること。
	給与	給与	1 給与に関すること。 2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。 3 退職手当に関すること。 4 恩給に関すること。
	装備	装備第一	1 警察用車両の維持管理及び燃料に関すること。 2 給貸与品及びその他の装備に関すること。 3 服制及び被服に関すること。 4 通信の使用統制及び管理に関すること。 5 本部車庫の管理に関すること。 6 本部所属車両の整備及び燃料の管理に関すること。 7 特殊装備品に関すること。 8 警察用船舶の維持管理に関すること。 9 装備品の開発及び改善に関すること。
		装備第二	
	企画室	企画第一	1 警察行政の企画、調整及び調査に関すること。 2 警察組織、定員及び勤務制度に関すること。 3 警察運営研究会に関すること。 4 本部沿革史の編集保存に関すること。 5 警察行政に係る国際協力に関する連絡
		企画第二	

			調整に関すること。 6 事務能率の増進に関すること。 7 その他特命事項
	文書・情報公開	法制・文書審査	1 条例案及びその他の公文書の審査に関すること。 2 山梨県公報への登載依頼に関すること。
		文書管理・情報公開	1 県警察例規集の編集及び発行に関すること。 2 公文書類の編集、管理及び保存に関すること。 3 公文書の登録に関すること。 4 情報公開及び個人情報保護に係る窓口事務に関すること。 5 情報公開及び個人情報保護に係る事務の企画、立案及び総合調整に関すること。 6 その他特命事項
	犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援	1 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関すること。 2 犯罪被害者等給付金に関すること。 3 オウム真理教犯罪被害者等給付金に関すること。 4 国外犯罪被害弔慰金等に関すること。
教養	教養	庶務・企画	1 課の庶務に関すること。 2 所管事務の企画に関すること。
		職場教養	1 職場教養の指導及び研究に関すること。 2 研修に関すること。 3 教養資料の調査、収集及び発行に関すること。 4 図書の紹介及びあつせんに関すること。
		学校教養	1 学校教養に関すること。

監察	術科		2 教養記録の整備及び保管に関する事。
		術科	1 術科教養に関する事。 2 体育及び救急法に関する事。 3 特別訓練に関する事。 4 各種術科大会に関する事。 5 その他特命事項
	表彰	庶務	1 課の庶務に関する事。
		表彰	1 表彰に関する事。 2 叙位及び叙勲に関する事。 3 特別褒賞金に関する事。
	監察企画	監察企画	1 警察職員の服務及び警察行政の監察に関する事。 2 監察に関する企画、立案、運用に関する事。 3 予防監察に関する事。 4 公務員倫理に関する事。 5 各種監察統計事務に関する事。 6 前5号に掲げるもののほか本部長の特命に関する事項
	監察第一	監察第一	1 警察職員の服務及び警察行政の監察に関する事。 2 懲戒に関する事。 3 内部通報に関する事。 4 前3号に掲げるもののほか本部長の特命に関する事項
	監察第二	監察第二	1 警察職員の服務及び警察行政の監察に関する事。 2 懲戒に関する事。 3 警察職員の職務執行に係る苦情についての連絡、調整及び調査に関する事。

			4 訟務に関すること。 5 行政相談に関すること。 6 前5号に掲げるもののほか本部長の特命に関する事項
留置管理室	留置管理	管理	1 留置管理に関すること。 2 留置業務における企画及び指導に関すること。
		護送	1 護送に関すること。
	厚生	庶務	1 課の庶務に関すること。
		厚生	1 警察職員互助会に関すること。 2 レクリエーションに関すること。 3 住宅対策に関すること。 4 児童手当に関すること。 5 生涯生活設計の指導等に関すること。
		共済	1 警察共済組合に関すること。
	健康管理室	健康管理	1 生活相談に関すること。
		健康管理	1 健康管理に関すること。 2 公務災害に関すること。
情報管理		庶務	1 課の庶務に関すること。 2 公文書類等の接受及び発送に関すること。 3 公文書類等の通送業務に関すること。 4 公文書類の印刷に関すること。
	情報システム 企画・指導	情報システム 企画・指導	1 警察情報管理システムの企画・調整に関すること。 2 警察情報セキュリティポリシーの指導・教養に関すること。

			3 警察情報管理業務等の監査に関する こと。
		情報セキュリ ティ	1 警察情報管理システムの安全対策に関 すること。
	情報システム 運用	情報システム 運用	1 警察情報管理システムの運用及び維持 に関すること。 2 警察情報管理システムによる資料の送 受信に関すること。
	デジタル化推 進	デジタル化推 進	1 デジタル化施策の推進に関すること。 2 警察情報管理システムの開発及び調査 研究に関すること。 3 共通基盤整備に伴う警察情報システム の合理化・高度化に関すること。
照会センタ ー	所長補佐	照会	1 各種照会に関すること。
生活安全企画	庶務	庶務	1 生活安全部及び課の庶務に関すること。
	企画調整	企画調整	1 生活安全部の事務の総合調整に関する こと。 2 山梨県迷惑行為防止条例（昭和38年山梨 県条例第44号）の施行に関すること。 3 生活安全部内の他の所掌に属しないこ と。 4 その他特命事項
	生活安全	生活安全	1 めいていしや 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急 の救護を要する者等の保護に関すること。 2 自殺統計に関すること。 3 防犯連絡所の運営に関すること。 4 防犯関係団体との連絡及び調整に関す ること。 5 その他特命事項

	犯罪抑止	犯罪抑止	1 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関する こと。 2 犯罪の予防一般に関すること。 3 安全・安心なまちづくりに関する調査及び研究に関すること。 4 県民生活の安全に関する情報の広報等に関すること。 5 防犯ボランティア団体等の自主防犯活動への支援に関すること。 6 街頭防犯カメラの設置促進等に関する こと。 7 その他特命事項
		街頭防犯カメラ設置促進	
地域	庶務・運用	庶務・運用	1 課の庶務に関すること。 2 地域指導室、鉄道警察隊及び山岳警備安全対策隊の運用の調整に関すること。
地域指導室	企画	企画	1 地域警察運営の企画及び調整に関する こと。 2 雑踏警備の実施に関すること。 3 交通機関（列車を除く。）への警乗に関する こと。 4 その他特命事項
	指導	指導	1 地域警察の指導、教養、調査及び運用に 関すること。 2 職務質問の技能向上に関すること。 3 その他特命事項
		職務質問指導	
通信指令室	通信企画・指導	通信企画・指導	1 通信指令に係る企画・調整に関するこ と。 2 通信指令に係る指導、教養、研究及び運 用に関すること。

		通信運用	1 通信指令に係る統計に関すること。 2 通信施設及び通信機器の管理並びに運用に関すること。
		第一通信指令官	1 110番通報その他の緊急通報の受理に関すること。
		第二通信指令官	2 事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報の集約に関すること。
		第三通信指令官	3 指令、手配、通報等に関すること。 4 無線電話の運用統制に関すること。
	鉄道警察隊	隊長補佐	1 鉄道施設における警らに関すること。 2 路線、運転保安設備その他重要な鉄道施設の警戒警備に関すること。 3 鉄道施設における雑踏警備の実施に関すること。 4 列車への警乗の実施に関すること。 5 列車による現金その他の物品の輸送の警備の実施に関すること。 6 列車による危険物の輸送の取締りの実施に関すること。 7 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関すること。 8 鉄道事業者その他関係団体、機関等との連絡に関すること。 9 鉄道に関する統計に関すること。
	山岳警備安全対策隊	隊長補佐	1 水難、山岳遭難その他の事故における人命救助及びこれらの事故防止に関する企画、指導、教養及び調査に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。
		救助	1 水難、山岳遭難その他の事故における人

				命救助及びこれらの事故防止に関する こと。
人身安全・少年	庶務	庶務	1	課の庶務に関すること。
	企画・指導	企画・指導	1	課の所掌に属する事務（少年サポートセ ンターの所掌に属する事務を除く。）に係 る企画、指導、教養及び調査に関するこ と。
			2	関係機関等（少年関係機関・団体を除 く。）との連絡調整に関すること。
	子供・女性安 全対策	子供・女性安 全対策	1	声掛け、つきまとい等子供及び女性を対 象とする性犯罪等の前兆事案に対する先 制・予防的活動に関すること。
			2	前兆事案に係る情報の集約、分析及び情 報発信に関すること。
			3	子供対象・暴力的性犯罪の出所者による 再犯防止に向けた措置等の運用に関する こと。
			4	その他特命事項
	人身安全第一	人身安全第一	1	ストーカー行為等の規制等に係る対策 に関すること。
	人身安全第二	人身安全第二	2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に係る対策に関すること。
	人身安全第三	人身安全第三	3	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的 事案、行方不明事案並びに児童、高齢者及 び障害者の虐待事案等のうち人身の安全 を早急に確保する必要の認められる事案 への対処に関すること。
			4	その他特命事項
	少年事件	少年事件	1	非行少年に係る事件の捜査及び調査に 関すること。
			2	少年の福祉を害する犯罪の取締りに関

			すること。 3 少年の有害環境の取締りに関すること。 4 児童虐待事案への対処に関すること。 5 その他特命事項
少年サポーターセンター	所長補佐	少年相談	1 少年相談に関すること。 2 犯罪及びその他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。 3 児童虐待に係る相談に関すること。 4 少年非行の防止に関する企画及び調査に関すること。 5 その他特命事項
		少年補導	1 少年の補導一般に関すること。 2 少年補導員及び少年指導委員の運営に関すること。 3 少年関係機関・団体との連絡調整に関すること。 4 少年の有害環境の浄化に関すること。 5 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。 6 スクールサポーターの運用に関すること。 7 その他特命事項
保安	企画・指導	庶務	1 課の庶務に関すること。
		企画・指導	1 課の所掌に属する事務に係る企画、指導、教養及び調査に関すること。 2 他の課の所掌に属しない特別法令違反の取締りに係る企画及び指導に関すること。 3 その他特命事項

	情報	情報	1 保安警察の情報収集活動に関する指導及び管理に関すること。 2 風俗関連情報の集約、分析及び管理に関すること。 3 その他特命事項
	生活安全捜査第一	生活安全捜査第一	1 銃砲、クロスボウ及び刀剣類並びに火薬類の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 2 売春その他風俗関係事犯の取締りに関すること。 3 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。 4 風俗営業、質屋、古物営業等の取締りに関すること。 5 保健衛生及び環境関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 6 生活経済関係事犯の取締りに関すること。 7 部内の他の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。 8 その他特命事項
	生活安全捜査第二	生活安全捜査第二	
	生活安全捜査第三	生活安全捜査第三	
許認可管理室	許認可管理	許認可第一	1 質屋営業及び古物営業の許可等に関すること。 2 質屋営業及び古物営業の行政処分に関すること。 3 警備業の認定等及び探偵業の届出に関すること。 4 警備業及び探偵業に係る行政処分に関すること。

			許認可第二	5 その他特命事項
				1 風俗営業の許可等及び行政処分に関すること。
				2 銃砲、クロスボウ及び刀剣類の所持並びに火薬類の譲渡・譲受けの許可等並びに行政処分に関すること。
				3 射撃場等を設置する者、射撃指導員及び猟銃等保管業者及びクロスボウ保管業者の指導に関すること。
				4 猟銃等の電子計算機への登録事務に関すること。
				5 核燃料物質等の運搬届出の指導等に関すること。
				6 保安関係団体との連絡及び調整に関すること。
				7 公営競技関係団体との連絡及び調整に関すること。
				8 その他特命事項
サイバー犯罪対策	サイバー犯罪対策	庶務	庶務	1 課の庶務に関すること。
	サイバー企画	サイバーセキュリティ対策		1 サイバーセキュリティ対策の推進に関すること。
				2 その他特命事項
	サイバー捜査支援	サイバー事案対策		1 サイバー事案に係る企画、指導及び教養に関すること。
				2 その他特命事項
				1 サイバー事案に係る犯罪の取締りのための情報通信技術に関する支援及び調査研究に関すること。
				2 デジタル・フォレンジックに関すること。

			3 その他特命事項
	サイバー捜査	サイバー捜査 第一	1 サイバー事案（サイバー攻撃を除く。） に係る犯罪の捜査に関すること。
		サイバー捜査 第二	2 その他特命事項
刑事企画	庶務・通訳	庶務	1 刑事部及び課の庶務に関すること。
		通訳	1 通訳・翻訳に関すること。
	企画調整	企画	1 捜査運営の企画・立案に関すること。 2 刑事部の事務の総合調整に関すること。 3 刑事部内の他の所掌に属しないこと。
		手配・共助	1 指名手配及び通報に関すること。 2 犯罪捜査の共助に関すること。 3 共助関係資料の収集及び整備に関すること。
犯罪捜査指導支援室	指導	指導・公判	1 刑事法令の調査及び研究に関すること。 2 刑事指導及び教養に関すること。 3 公判対策に関すること。
		取調べ・通信 傍受	1 取調べの高度化及び適正化に係る指導 及び教養の実施に関すること。 2 取調べの高度化及び適正化に係る調査 及び研究に関すること。 3 通信傍受の実施等に係る指導及び教養 に関すること。
		刑事手続IT化 推進	1 刑事手続IT化の推進に関すること。
	支援	犯罪分析	1 犯罪分析に係る調査、研究、企画及び総合調整に関すること。 2 犯罪分析に係る情報の収集に関すること。

捜査第一			3 犯罪分析結果の提供に関する事
		犯罪統計	1 犯罪統計に関する事
		手口	1 手口資料の作成及び活用の指導に関する事。 2 手口記録、被害記録の審査に関する事。 3 刑事日報の発行、受理及び保管に関する事。 4 手口犯罪の分析及び検討に関する事。 5 盗品等照会業務の登録及び品触れの発行に関する事。 6 その他手口犯罪捜査に関する事
	庶務	庶務	1 課の庶務に関する事
	企画・指導	企画・指導	1 課の所掌に属する事務に係る企画及び調整に関する事。 2 課の所掌に属する犯罪捜査に係る指導及び教養に関する事。 3 課の所掌に属する犯罪捜査に係る情報収集、分析及び管理に関する事。 4 性犯罪の指導に関する事
	強行犯第一	強行犯第一	1 強行犯罪の捜査に関する事
		強行犯第二	2 妨害犯罪の捜査に関する事
	強行犯第二	強行犯第三	3 性犯罪の捜査に関する事
		強行犯第四	4 その他他の課の所掌に属しない刑法犯罪の捜査に関する事
	特命	特命第一	1 長期未解決事件に関する事
		特命第二	2 その他特命事項
	特殊事件捜査	特殊事件捜査	1 特異又は悪質な人質・誘拐事件の捜査に関する事。 2 銃砲・爆発物を使用した重要事件の捜査

				に關すること。 3 航空機、船舶等の不法奪取事件の捜査に關すること。
			科学捜査	1 ガス爆発、航空機、列車事故等大規模な業務上過失事件の捜査に關すること。 2 サリン等による人身被害の防止に關する法律（平成7年法律第78号）違反事件の捜査に關すること。 3 火災事件の捜査に關すること。 4 その他高度の科学的、専門的知識技術を必要とする特異又は重要事件の捜査に關すること。
		盗犯	盗犯第一	1 窃盗犯罪の捜査に關すること。
			盗犯第二	2 組織窃盗犯罪の捜査に關すること。 3 盗品等の捜査に關すること。 4 移動警察に關すること。
	検視指導室	検視企画・指導	検視企画・指導	1 検視、死体取扱い等の庶務に關すること。 2 検視、死体取扱い等に係る企画及び調整に關すること。 3 検視、死体取扱い等に係る指導及び教養に關すること。
		検視第一	検視第一	1 検視、死体取扱い等に關すること（検視企画・指導担当の所掌に属する事務を除く。）。
		検視第二	検視第二	
		検視第三	検視第三	
	捜査第二		庶務	1 課の庶務に關すること。
		知能犯・告訴告発	知能犯	1 知能犯罪の捜査についての企画、調整、指導及び教養に關すること。 2 知能犯罪の捜査資料の収集整備に關すること。

			3 知能犯罪の捜査に関する事。
		告訴・告発	1 告訴及び告発の犯罪捜査についての企画、調整、指導及び教養に関する事。 2 告訴及び告発の捜査資料の収集整備に関する事。 3 告訴及び告発の捜査に関する事。
		選挙	1 選挙犯罪の捜査についての企画、調整、指導及び教養 に関する事。 2 選挙犯罪の捜査資料の収集整備に関する事。 3 選挙犯罪の捜査に関する事。
		知能犯特捜第一	1 特命捜査に関する事。 2 課の所掌に属する犯罪の捜査に関する事。
		知能犯特捜第二	
	知能犯特捜第二	知能犯特捜第三	
		知能犯特捜第四	
組織犯罪対策	庶務	庶務	1 課の庶務に関する事。
	企画・暴排	企画・指導	1 組織犯罪対策に係る企画、調査、対策及び調整に関する事。 2 組織犯罪の捜査に関する指導及び連絡調整に関する事。 3 国際捜査共助に関する事。
		暴力団排除	1 暴力団排除活動に関する事。 2 暴力団追放運動推進センターに関する事。 3 保護対策に関する事。 4 その他特命事項

	情報指導・指定・解明	情報指導分析	1 犯罪組織の情報収集活動に関する指導及び管理に関すること。 2 組織犯罪に関する情報の収集、解析及び調整に関すること。 3 薬物、銃器等の情報の収集、分析及び管理に関すること。 4 組織犯罪対策情報管理業務等への登録に関すること。 5 その他特命事項
		指定命令	1 指定暴力団の指定に関すること。 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び山梨県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）の規定に基づく命令及び意見聴取に関すること。
		犯罪収益解明	1 マネー・ローンダリング対策に関すること。
	組織犯罪捜査室	組織犯罪捜査第一	1 暴力団犯罪の捜査に関すること。 2 拳銃その他の銃器の取締りに関すること。
			3 国際犯罪の捜査に関すること。 4 警察官等による拳銃等の譲受け等に関すること。
			5 麻薬、覚醒剤、大麻等薬物事犯の取締りに関すること。
		組織犯罪捜査第二	6 匿名・流動型犯罪グループの実態解明に関すること。 7 匿名・流動型犯罪グループの捜査に関すること。

		組織犯罪捜査 第三	組織犯罪捜査 第七	8 その他特命事項
			組織犯罪捜査 第八	
		組織犯罪捜査 第四	組織犯罪捜査 第九	
			組織犯罪捜査 第十	
電話詐欺捜 査室	電話詐欺捜査		電話詐欺分析	1 電話詐欺に関する情報収集、分析及び犯 行ツール対策に関すること。
				2 電話詐欺に関する捜査嘱託に関すること。
			電話詐欺捜査 第一	1 電話詐欺の捜査に関すること。
			電話詐欺捜査 第二	2 その他特命事項
鑑識			庶務	1 課の庶務に関すること。
	指導・資料	指導		1 鑑識の指導及び教養に関すること。
				2 鑑識の研究開発に関すること。
	指紋	指紋		3 身元不明変死人の身元確認に関すること。
			資料	1 足痕跡に関すること。
				2 鑑定の嘱託に関すること。
				3 鑑識写真に関すること。
				1 指掌紋に係る資料の処理及び保管に関 すること。
				2 氏名等照会に関すること。
				3 現場指掌紋の整理、対照及び保管に関す ること。
				4 海外渡航の犯罪経歴証明に関すること。

			5 指紋情報システム等の運用に関する こと。
	現場鑑識	現場鑑識	1 現場鑑識に関する こと。
		機動鑑識班	2 機動鑑識に関する こと。
		現場	1 警察犬に関する こと。 2 捜査用似顔絵に関する こと。
科学捜査研究所	庶務・企画	庶務・企画	1 所の庶務に関する こと。 2 鑑定の嘱託に関する こと。 3 鑑定及び検査について の指導及び連絡調整に 関すること。 4 鑑定資料及び鑑定記録 の保管管理に関する こと。
			1 DNA型の鑑定研究に 関すること。 2 DNA型データベース の登録管理に関する こと。 3 顔画像、その他法医 の鑑定研究に関する こと。
			1 麻薬、覚醒剤及び医 薬品の鑑定研究に関 すること。 2 毒劇物、その他化学 の鑑定研究に関する こと。
			1 電気及び火災の鑑 定研究に関する こと。 2 機械、交通及び銃 器の鑑定研究に関 すること。 3 画像、その他物理 の鑑定研究に関 すること。
	文書・心理	文書	1 文書の鑑定研究に 関すること。 2 偽造通貨の鑑定研 究に関する こと。
		心理	1 ポリグラフ検査等 心理学を応用した鑑 定研究に関する こと。

機動捜査隊	庶務	庶務	1 隊の庶務に関すること。 2 車両及び装備資器材の管理に関する こと。
	機動捜査	機動捜査第一	1 殺人、強盗、不同意性交等、放火その他 重要事件等の初動捜査活動に関すること。 2 窃盗事件等の犯罪多発地域における機 動捜査活動に関すること。 3 広域機動捜査に関すること。 4 その他特命事項
		機動捜査第二	
		機動捜査第三	
交通企画	庶務	庶務	1 交通部及び課の庶務に関すること。 2 交通部の事務の総合調整に関すること。 3 交通部内の他の所掌に属しないこと。
	企画	企画	1 交通警察についての企画及び運営に関 すること。 2 安全運転管理者等に関すること。 3 地域交通安全活動推進委員及び地域交 通安全活動推進委員協議会に関すること。 4 関係機関、団体との連絡に関すること。 5 自動車運転代行業の認定等に関するこ と。
	自転車・小型 モビリティ対 策	自転車・小型 モビリティ対 策	1 自転車その他の小型モビリティ対策に 関すること。
	交通事故分析	交通事故分析	1 交通事故の調査及び分析に関すること。 2 交通統計に関すること。
	安全教育	安全教育	1 交通安全教育に関すること。 2 交通安全教育車の運用に関すること。 3 交通広報に関すること。
交通指導	庶務	庶務	1 課の庶務に関すること。
	指導取締	指導取締	1 交通指導取締りに関すること。

			2 交通指導取締り、捜査用資器材の整備及び管理に関すること。
			3 自動車の使用者に対する指示及び車両の使用制限に関すること。
	放置駐車対策	放置駐車対策	4 交通街頭活動中の受傷事故防止に関すること。
			1 放置駐車対策に関すること。
	交通捜査室	交通捜査第一	1 交通事故・事件の捜査に関すること。
		交通捜査第二	2 交通事故・事件の鑑識に関すること。
		交通捜査第三	3 交通事故・事件の指導及び教養に関すること。
	交通反則通告センター	所長補佐	4 暴走族の取締り及び対策に関すること。
			1 交通反則通告に関すること。
	交通規制	庶務	1 課の庶務に関すること。
		規制企画	1 道路使用に関すること。
			2 交通安全活動推進センターの委託に関すること。
			3 駐車対策に関すること。
			4 時間制限駐車区間の規制の実施に関すること。
			5 自動車の保管場所証明及び自動車の運行供用制限に関すること。
			6 交通規制の解除・変更に関すること。
			7 緊急自動車、規制解除車両等の指定に関すること。
			8 自動車運送事業の免許申請に係る意見照会に関すること。
			9 災害時の交通規制に関すること。
			1 交通規制に関すること。
	規制	規制第一	

				2 信号機、道路標識、道路標示等交通安全施設に関すること。 3 交通公害防止に関すること。
			規制第二	1 道路標識及び道路標示の設置及び保守・管理に関すること。 2 交通安全施設管理システム及び交通規制情報管理システムの運用に関すること。
	交通管制センター	所長補佐	管制第一	1 交通管制に関すること。 2 交通情報に関すること。
			管制第二	1 交通管制システムの調査・企画に関すること。 2 交通管制施設の維持管理に関すること。
	運転免許	庶務	庶務	1 課の庶務に関すること。
		行政処分	行政処分第一	1 聴聞及び意見の聴取に関すること。 2 仮停止に関すること。 3 情報処理センター業務（事故）に関すること。 4 運転免許の拒否及び保留に関すること。 5 緊急登録に関すること。
			行政処分第二	1 情報処理センター業務（違反）に関すること。 2 要急登録に関すること。 3 運転免許の取消し及び効力の停止に関すること。 4 仮免許の取消しに関すること。 5 被行政処分者の講習（初心運転者講習及び取消処分者講習を除く。）に関すること。 6 違反者講習に関すること。 7 特別手配者の処理に関すること。

	講習	講習	1 講習の企画及び運用に関すること。 2 初心運転者講習に関すること。 3 取消処分者講習に関すること。 4 指定講習機関に関すること。
		適性検査所	1 適性検査所の運営に関すること。 2 被行政処分者の講習（適性）に関すること。
		高齢運転者支援	1 認知機能検査に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 2 高齢運転者の安全運転相談に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 3 高齢運転者の臨時適性検査に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 4 その他高齢運転者の支援に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。
	免許	免許第一	1 運転免許証の作成及び交付に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 2 運転免許証の更新に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 3 適性検査に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 4 更新時講習に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 5 運転免許証の記載事項変更に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。

			6 優良運転者の賞揚に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 7 運転免許台帳の整理及び保管に関すること。 8 運転者管理システムに関すること。	
		免許第二	1 情報処理センター業務（免許）に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 2 運転免許証の再交付に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 3 国外運転免許証に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 4 手配者等の処理に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 5 高齢者講習に関すること。	
		都留分室	免許	1 運転免許証の作成及び交付に関すること。 2 運転免許証の更新に関すること。 3 適性検査に関すること。 4 情報処理センター業務（免許）に関すること。 5 更新時講習に関すること。 6 運転免許証の記載事項変更に関すること。 7 運転免許証の再交付に関すること。 8 国外運転免許証に関すること。 9 手配者等の処理に関すること。 10 優良運転者の賞揚に関すること。
			試験	1 運転免許試験（学科、適性）に関すること。

			2 仮運転免許事務に関すること。 3 運転免許試験合格者に対する講習に関すること。
		高齢運転者支援	1 認知機能検査に関すること。 2 高齢運転者の安全運転相談に関すること。 3 高齢運転者の臨時適性検査に関すること。 4 その他高齢運転者の支援に関すること。
	試験	試験第一	1 運転免許試験（学科、適性）に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 2 仮運転免許事務に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 3 運転免許試験合格者に対する講習に関すること（都留分室において取り扱う事務を除く。）。 4 外国運転免許の切替えに関すること。
		試験第二	1 運転免許試験（技能）に関すること。 2 運転免許の審査事務に関すること。 3 運転免許取得時講習に関すること。
		教習所指導	1 自動車教習所の届出及び指定に関すること。 2 指定自動車教習所の指導、監督及び検査に関すること。 3 届出自動車教習所の指導及び助言に関すること。 4 特定届出自動車教習所の指定に関すること。 5 技能検定員等の審査及び講習に関すること。

			こと。 6 運転免許取得者教育に関すること。
交通機動隊	(副隊長)	庶務	1 隊の庶務に関すること。 2 警察車両及び装備資器材の管理に関すること。
		企画指導	1 企画及び指導に関すること。 2 自動速度取締装置の運用に関すること。
	交通機動	小隊	1 交通機動警らに関すること。 2 交通指導取締りに関すること。
高速道路交通警察隊	庶務・企画	庶務・企画	1 隊の庶務に関すること。 2 車両及び装備資器材の管理及び運用に関すること。 3 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 4 交通事故防止対策に関すること。 5 交通規制及び道路使用許可に関すること。 6 隊の運用に関する総合的な企画調整に関すること。
			1 交通事故事件の送致に関すること。 2 交通特殊事件の捜査に関すること。 3 交通統計及び事故分析に関すること。 4 自動速度取締装置の運用に関すること。
			1 交通機動警らに関すること。 2 交通の指導取締りに関すること。
			3 交通事故事件の捜査に関すること。 4 犯罪捜査の初動活動に関すること。
	西部	甲府分駐隊 増穂分駐隊	
警備第一	東部	大月分駐隊	
	庶務・企画	庶務・企画	1 警備部及び課の庶務に関すること。 2 企画教養に関すること。 3 警備部の事務の総合調整に関すること。

				4 警備部内の他の所掌に属しないこと。
		資料	資料	1 資料に関すること。
		情報第一	情報第一	1 警備情報に関すること。 2 警備犯罪の捜査に関すること。
		情報第二	情報第一	
			情報第二	
			情報第三	
			情報第四	
		情報第三	情報第一	
		情報第四	情報第一	
			情報第二	
			情報第三	
			情報第四	
			情報第五	
		サイバー攻撃・事件	サイバー攻撃	
			事件	
	外事・国際テロリズム対策室	対策第一	対策第一	1 外事・国際テロリズム対策に関すること。
			対策第二	
		対策第二	対策第一	
			対策第二	
		対策第三	対策第一	
			対策第二	
警備第二		庶務	庶務	1 課の庶務に関すること。
				2 航空隊の運用の調整に関すること。
警衛・警護室	警衛・警護	警衛・警護第一		1 警衛・警護に係る企画・情報に関すること。
		警衛・警護第二		2 警衛・警護に係る指導・教養に関すること。

		警衛・警護第三	3 警衛・警護に係る実施に関すること。
危機管理室	災害・富士山噴火	災害対策	1 緊急事態の警備計画とその実施に関すること。
		富士山噴火対策	2 治安警備計画とその実施に関すること。
	実施	実施	3 関東管区機動隊及びその他機動部隊（県機動隊を除く。）の運用に関すること。 4 自然災害の警備計画とその実施に関すること。 5 富士山噴火災害対策に関すること。 6 消防機関及び水防機関との協力援助に関すること。
航空隊	管理飛行	管理飛行班	1 警察用航空機の管理に関すること。 2 警察用航空機の運航に関すること。
	整備	整備班	1 警察用航空機の整備に関すること。
	特務	特務班	1 警察用航空機による捜索・救助活動及び警戒活動に関すること。
機動隊	(副隊長)	庶務	1 隊の庶務に関すること。
		企画・装備	1 部隊訓練の企画に関すること。 2 装備資器材の研究、開発及び保全に関すること。
		小隊	1 部隊による警察活動に関すること。 2 本部長の特命による警察活動に関すること。
警察学校	校務	庶務	1 学校の庶務に関すること。 2 学生の給食に関すること。 3 学校施設の管理運営に関すること。 4 他の係に属さないこと。
	教務	教務	1 教養計画及び授業カリキュラムの策定に関すること。

			2 教科外活動の企画調整に関すること。 3 拳銃の保管管理に関すること。 4 学校の式典及び全体行事に関すること。 5 その他特命事項
	学生	学生	1 学生の教養訓練及び生活指導に関すること。 2 その他特命事項

別表第 2（第 3 条関係）

警察署の課及び係別分掌事務

警察署	課	係	分掌事務
甲府警察署	会計	会計	本部会計課の所掌に属する事項及び本部警務課の所掌に属する事項のうち給与に関する事項
		遺失物	
	警務	警務	本部総務課及び本部警務部の所掌に属する事項（給与及び留置管理に関する事項を除く。）
		犯罪被害者支援	
		警察安全相談	
	留置管理	留置管理	本部監察課の所掌に属する事項のうち留置管理に関する事項
	生活安全	生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		保安・サイバー	
		少年	
	地域	庶務	本部地域課の所掌に属する事項
		地域第一	
		地域第二	
		地域第三	
		自動車警ら班	
	刑事第一	庶務	生活安全及び刑事関係の捜査事務に関する事項

		盗犯第一	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
		盗犯第二	
		強行犯第一	
		強行犯第二	
		鑑識	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
	刑事第二	庶務	本部捜査第二課の所掌に属する事項
		知能犯第一	
		知能犯第二	
	組織犯罪対策	庶務	本部組織犯罪対策課の所掌に属する事項
		組織犯罪対策第一	
		組織犯罪対策第二	
		組織犯罪対策第三	
	交通	交通第一	本部交通企画課、交通規制課、交通指導課（交通事故・事件の捜査等に関する事項を除く。）及び運転免許課の所掌に属する事項
		交通第二	本部交通指導課の所掌に属する事項のうち交通事故・事件の捜査等に関する事項
	警備	警備第一	本部警備第一課及び警備第二課の所掌に属する事項
		警備第二	
南甲府警察署	会計	会計	本部会計課の所掌に属する事項及び本部警務課の所掌に属する事項のうち給与に関する事項
		遺失物	
	警務	警務	本部総務課及び本部警務部の所掌に属する事項（給与及び留置管理に関する事項を除く。）
		犯罪被害者支援	

	警察安全相談	
留置管理	留置管理	本部監察課の所掌に属する事項のうち留置管理に関する事項
生活安全	生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	保安・サイバー	
	少年	
地域	庶務	本部地域課の所掌に属する事項
	地域第一	
	地域第二	
	地域第三	
	自動車警ら班	
刑事第一	庶務	生活安全及び刑事関係の捜査事務に関する事項
	盗犯第一	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
	盗犯第二	
	強行犯第一	
	強行犯第二	
	鑑識	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
刑事第二	庶務	本部捜査第二課の所掌に属する事項
	知能犯第一	
	知能犯第二	
組織犯罪対策	庶務	本部組織犯罪対策課の所掌に属する事項
	組織犯罪対策第一	
	組織犯罪対策第二	
	組織犯罪対策第三	

	交通	企画規制	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
		指導取締	本部交通指導課の所掌に属する事項
		事故捜査第一	
		事故捜査第二	
		事故捜査第三	
	警備	警備第一	本部警備第一課及び警備第二課の所掌に属する事項
		警備第二	
南アルプス警察署	会計	会計	本部会計課の所掌に属する事項及び本部警務課の所掌に属する事項のうち給与に関する事項
	警務	警務	本部総務課及び本部警務部の所掌に属する事項（給与に関する事項を除く。）
		犯罪被害者支援	
		警察安全相談	
		留置管理	
	生活安全	生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	地域	地域	本部地域課の所掌に属する事項
		自動車警ら班	
	刑事	庶務	生活安全及び刑事関係の捜査事務に関する事項
		捜査第一	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
		捜査第二	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
		鑑識	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項

	交通	交通第一	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
		交通第二	本部交通指導課の所掌に属する事項
	警備	警備	本部警備第一課及び警備第二課の所掌に属する事項
甲斐警察署	会計	会計	本部会計課の所掌に属する事項及び本部警務課の所掌に属する事項のうち給与に関する事項
		遺失物	
	警務	警務	本部総務課及び本部警務部の所掌に属する事項（給与に関する事項を除く。）
		犯罪被害者支援	
		警察安全相談	
		留置管理	
	生活安全	生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		少年	
	地域	庶務	本部地域課の所掌に属する事項
		地域第一	
		地域第二	
		地域第三	
		自動車警ら班	
	刑事第一	庶務	生活安全及び刑事関係の捜査事務に関する事項
		盗犯	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
		強行犯	
		鑑識	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
	刑事第二	庶務	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
		知能犯	

		組織犯罪対策	
	交通	企画規制	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
		指導取締	本部交通指導課の所掌に属する事項
		事故捜査	
	警備	警備第一	本部警備第一課及び警備第二課の所掌に属する事項
		警備第二	
北杜警察署	会計	会計	本部会計課の所掌に属する事項及び本部警務課の所掌に属する事項のうち給与に関する事項
	警務	警務	本部総務課及び本部警務部の所掌に属する事項（給与に関する事項を除く。）
		警察安全相談	
	刑事生活安全	生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		捜査	1 生活安全及び刑事関係の捜査事務に関する事項 2 本部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
		鑑識	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
	地域	地域	本部地域課の所掌に属する事項
		自動車警ら班	
	交通	交通	本部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	警備	警備	本部警備第一課及び警備第二課の所掌に属する事項
鯉沢警察署	会計	会計	本部会計課の所掌に属する事項及び本部警

			務課の所掌に属する事項のうち給与に関する事項
	警務	警務	本部総務課及び本部警務部の所掌に属する事項（給与に関する事項を除く。）
		警察安全相談	
	刑事生活安全	生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		捜査	1 生活安全及び刑事関係の捜査事務に関する事項 2 本部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
		鑑識	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
	地域	地域	本部地域課の所掌に属する事項
		自動車警ら班	
	交通	交通	本部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	警備	警備	本部警備第一課及び警備第二課の所掌に属する事項
南部警察署	会計	会計	本部会計課の所掌に属する事項及び本部警務課の所掌に属する事項のうち給与に関する事項
	警務	警務	本部総務課及び本部警務部の所掌に属する事項（給与に関する事項を除く。）
		警察安全相談	
	刑事生活安全	生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		捜査	1 生活安全及び刑事関係の捜査事務に関する事項

			る事項 2 本部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
		鑑識	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
	地域交通	地域	本部地域課の所掌に属する事項
		自動車警ら班	
		交通	本部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	警備	警備	本部警備第一課及び警備第二課の所掌に属する事項
笛吹警察署	会計	会計	本部会計課の所掌に属する事項及び本部警務課の所掌に属する事項のうち給与に関する事項
		遺失物	
	警務	警務	本部総務課及び本部警務部の所掌に属する事項（給与に関する事項を除く。）
		犯罪被害者支援	
		警察安全相談	
		留置管理	
	生活安全	生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		少年	
	地域	庶務	本部地域課の所掌に属する事項
		地域第一	
		地域第二	
		地域第三	
		自動車警ら班	
	刑事第一	庶務	生活安全及び刑事関係の捜査事務に関する

			事項
		盗犯	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
		強行犯	
		鑑識	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
	刑事第二	庶務	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
		知能犯	
		組織犯罪対策	
	交通	企画規制	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
		指導取締	本部交通指導課の所掌に属する事項
		事故捜査	
	警備	警備第一	本部警備第一課及び警備第二課の所掌に属する事項
		警備第二	
日下部警察署	会計	会計	本部会計課の所掌に属する事項及び本部警務課の所掌に属する事項のうち給与に関する事項
	警務	警務	本部総務課及び本部警務部の所掌に属する事項（給与に関する事項を除く。）
		犯罪被害者支援	
		警察安全相談	
		留置管理	
	生活安全	生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	地域	地域	本部地域課の所掌に属する事項
		自動車警ら班	
	刑事	庶務	生活安全及び刑事関係の捜査事務に関する事項

		捜査第一	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
		捜査第二	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
		鑑識	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
	交通	交通第一	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
		交通第二	本部交通指導課の所掌に属する事項
	警備	警備	本部警備第一課及び警備第二課の所掌に属する事項
富士吉田警察署	会計	会計	本部会計課の所掌に属する事項及び本部警務課の所掌に属する事項のうち給与に関する事項
		遺失物	
	警務	警務	本部総務課及び本部警務部の所掌に属する事項（給与に関する事項を除く。）
		犯罪被害者支援	
		警察安全相談	
		留置管理	
	生活安全	生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		少年	
	地域	庶務	本部地域課の所掌に属する事項
		地域第一	
		地域第二	
		地域第三	
		自動車警ら班	
	刑事第一	庶務	生活安全及び刑事関係の捜査事務に関する事項

		盗犯	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
		強行犯	
		鑑識	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
	刑事第二	庶務	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
		知能犯	
		組織犯罪対策	
	交通	企画規制	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
		指導取締	本部交通指導課の所掌に属する事項
		事故捜査	
	警備	警備第一	本部警備第一課及び警備第二課の所掌に属する事項
		警備第二	
大月警察署	会計	会計	本部会計課の所掌に属する事項及び本部警務課の所掌に属する事項のうち給与に関する事項
	警務	警務	本部総務課及び本部警務部の所掌に属する事項（給与に関する事項を除く。）
		犯罪被害者支援	
		警察安全相談	
	生活安全	生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	地域	地域	本部地域課の所掌に属する事項
		自動車警ら班	
	刑事	庶務	生活安全及び刑事関係の捜査事務に関する事項
		捜査第一	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項

		捜査第二	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
		鑑識	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
	交通	交通第一	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
		交通第二	本部交通指導課の所掌に属する事項
	警備	警備	本部警備第一課及び警備第二課の所掌に属する事項
上野原警察署	会計	会計	本部会計課の所掌に属する事項及び本部警務課の所掌に属する事項のうち給与に関する事項
	警務	警務	本部総務課及び本部警務部の所掌に属する事項（給与に関する事項を除く。）
		警察安全相談	
	刑事生活安全	生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		捜査	1 生活安全及び刑事関係の捜査事務に関する事項 2 本部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
		鑑識	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
	地域交通	地域	本部地域課の所掌に属する事項
		自動車警ら班	
		交通	本部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	警備	警備	本部警備第一課及び警備第二課の所掌に属する事項

			する事項
--	--	--	------